

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	ア 土地占有料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の土地占有料に係る納入期限については、令和5年5月より、納入期限を納入通知書を交付する日から20日以内とするよう改めた。今後も、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	イ 領収したおでかけタクシー券代等について、領収書に誤った日付の領収年月日を記載しているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	<p>おでかけタクシー券代等の領収については、窓口での現金の取扱いであるため、職員間で書類内容及び領収書等の記載が正しいか二重チェックを行い、再発防止を図ることとした。</p> <p>なお、4月の繁忙期は、窓口が大変混雑する中、限られた職員で対応する必要があるため、お客様に時間を要することを事前にお伝えし、苦情に繋がることのないよう心掛けたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	ウ 楽楽いきいき運動統編活動補助金について、楽楽いきいき運動統編活動補助金交付要綱では、補助金の交付対象者は、「老人クラブ会員15人～20人程度の単位老人クラブ等とする」とされているが、10人未満のクラブに対しても補助金を交付しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の補助金については、単位老人クラブ等が自主的に介護予防に取り組むことを支援するという事業目的を達成するために補助しているものである。老人クラブが減退傾向にあり、会員の確保が困難となっている現状に併せて、要綱に定めている交付対象者の人数要件等を適宜改正し、運用すべきであったものと考えている。令和3年度には、現状に併せて、令和4年4月施行として、人数要件を「老人クラブ会員等概ね10人以上」と楽楽いきいき運動統編活動補助金交付要綱を改正している。今後も補助金交付要綱に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	エ 富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金について、富山市補助金等交付規則では、補助事業者は、補助事業が完了したときは完了後10日以内に補助事業実績報告書を提出しなければならないとされているが、10日以内に提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金の実績報告については、当該補助金の交付決定にかかる注意事項（別紙のとおり）を作成し、令和5年度から交付決定に同封するとともに、補助金の交付を受ける者に対し、指導するようにした。 また、補助金の交付を受ける者のリストを作成し、工事完了日の管理を行うことにより、期日が近くなった者に対する催促等を実施し、適正な事務を行って参りたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	オ 磯部町2丁目寿会に対する富山市住民主体型通所サービス事業補助金について、富山市住民主体型通所サービス事業補助金交付要綱では、補助金額は1,000円未満を切り捨てるものとするとしているが、1,000円未満を切り捨てずに額の確定を行い支給しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の補助金額の確定については、監査終了後速やかに申請者と協議を行い、令和5年6月2日、申請者から補助金一部取消申出書を申請、令和5年6月27日に補助金一部取消決定通知を施行。令和5年7月5日、申請者から返還金を納入。 今後も、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	<p>カ 八人町地区長寿会連合会に対する楽楽いきいき運動続編活動補助金は、令和3年9月末で補助事業が中止となり当初の交付決定から額が変更となったため、富山市補助金等交付規則第19条の規定による併合ができない補助金であるが、同規則第11条の変更交付決定及び同規則第13条の額の確定を併合して行っていたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>楽楽いきいき運動続編活動補助金については、監査終了時以降、補助事業が中止となり額が変更となった事例はないが、今後同様の補助金等交付事務が発生した場合は、指摘事項を踏まえ、富山市補助金等交付規則第11条の変更交付決定及び同規則第13条の額の確定をそれぞれ行うよう課内で周知徹底し、再発防止に努めたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	キ 日額と定められた附属機関の委員報酬について、職務従事後10日以内に支払われていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和5年7月支給分からは、職務従事後10日以内の支払いとなるよう改めた。今後も、富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 長寿福祉課
指 摘
<p>ク 長寿福祉課では、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、所有者から借り上げた農地を広報等で募集した高齢者に貸し付ける富山市高齢者農園事業を実施しており、個人利用者は2年間で1区画につき3,000円の負担金を支払っている。この事業の実施については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律において、特定農地貸付けを行おうとする者は、貸付条件などを定めた貸付規程を添付し、特定農地の貸付け承認申請書を農業委員会に提出することが定められているが、この規程が制定されておらず、平成12年に提出された特定農地貸付け承認申請書には、規程で定められるべき内容が記載された書類が添付されるのみとなっていた。また、市と農園利用者との間で農地の賃貸借契約書が作成されていなかったため、改善を図りたい。</p>
措 置 状 況
<p>ご指摘の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸付規程が制定されていないことについては、監査指摘後、貸付規程を制定することを農業委員会事務局と協議し、令和5年6月に「富山市高齢者農園特定農地貸付規程」を農業委員会事務局に提出し、受理された。</p> <p>また、市と農園利用者との間で農地の賃貸借契約書が作成されていないことについては、規程を遵守すること等を明記した申請書と決定通知書を以て契約行為が成立する補助金贈与契約のように、申請書と決定通知書の内容を見直した。今後、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>



(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 長寿福祉課
指 摘
<p>ケ 施設分の備品台帳及び物品現在高調書の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 備品台帳及び物品現在高調書において、市所有備品と指定管理者所有備品とが混在していた。</p> <p>(イ) 備品台帳と物品現在高調書の現在高が不一致となっているものが複数あった。</p> <p>(ウ) 備品台帳等と基本協定書の市からの貸与備品一覧について、それぞれ不一致となっている備品が複数あった。</p> <p>(エ) 取得価格が2万円未満であるなど消耗品とされる物品が備品台帳に記載されていた。</p>
措 置 状 況
<p>ご指摘の施設分の備品については、令和5年3月に確認作業を行い、令和5年4月3日付で備品台帳及び物品現在高調書を訂正した。今後も物品管理規則に基づき、適切に対応してまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課
指 摘	<p>コ 超過勤務手当等の支給において次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については、休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、勤務した全時間について休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、超過勤務手当が過小支給又は休日給が過大支給となっているものが複数あった。</p> <p>(イ) 休日と週休日が重複する日は週休日とするため、その日に行った勤務については超過勤務手当135/00欄に記載すべきところ、休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、超過勤務手当が過小支給となっているものがあった。</p>
措 置 状 況	<p>超過勤務手当の過大・過小支給については、職員課に修正を依頼し、令和5年6月支給分において調整を行った。今後も富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>